

第5章 障害福祉サービス量等の見込み

(障害福祉計画・障害児福祉計画)

- 1 計画の策定に当たって
- 2 計画の方針
- 3 成果目標
- 4 障害福祉サービス・障害児支援の見込量（活動指標）
- 5 地域生活支援事業の見込み
- 6 良質な障害福祉サービス等の確保のために



1 計画の策定に当たって

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス及び障害児通所支援などの円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）に則して定めるものです。

(1) 国の基本指針の主な改正ポイント

ア 地域共生社会の実現に向けた取組

- 地域住民が主体的な地域づくりに取り組むための仕組みづくり
- 包括的かつ総合的な支援体制の構築

イ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ウ 障がい児のサービス提供体制の計画的な整備

- 障害児福祉計画の作成
- 児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築
- 保育、保健医療、教育、就労支援などの関係機関と連携した支援
- 地域社会への参加・包容の推進
- 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
重症心身障がい児、医療的ケア児など
- 障害児相談支援の提供体制の確保

(2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画に定める事項

ア サービスの提供体制を確保していくための目標（成果目標）

イ 各年度における障害福祉サービス、障害児通所支援などの必要量の見込み（活動指標）

ウ 障害福祉サービス、障害児通所支援などの必要量を確保するための方策

2 計画の方針

本計画の将来像である「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」を目指していくためには、サービスを必要とされる方に適正なサービスが提供されるようサービス基盤整備を図る必要があります。

- (1) 第4章「障がい者福祉計画における施策の展開」の取組方針を踏まえたサービス基盤整備を行います。
- (2) 重症心身障がいや重度の自閉症の方、医療的ケアを必要とする方が利用できるようなサービス体制を促進します。
- (3) 障がいのある子どもやその家族に対する継続的な相談支援を行うため、障害児相談支援の利用を促進します。
- (4) 第4期計画の実績に基づき、本計画に向けた課題の整理を行い、一人当たりのサービス量、利用者数の推移を総合的に勘案しながら、成果目標及びサービス量などを見込みます。



3 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 国の基本指針で示された考え方

- 平成 28 年度末の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行することを基本とします。
- 平成 28 年度末の施設入所者数を 2%以上削減することを基本とします。

イ これまでの状況

- 平成 25 年度末の施設入所者 159 人のうち、平成 27 年度に 5 人が地域生活へ移行しましたが、平成 28 年度は 0 人でした。第 4 期での地域生活移行者数は今のところ 5 人であり、19 人という目標達成は困難な状況です。
- 平成 28 年度末の施設入所者数は 159 人であり、平成 25 年度末からの削減数は 0 人でした。

ウ 本市の考え方

- 国の基本指針、これまでの状況、施設入所者の状況や地域生活へのニーズを総合的に勘案し、実情を踏まえて成果目標を設定します。

施設入所者の地域生活への移行目標

項目	数値 (第 5 期)	考え方
【基準】施設入所者数 A	159 人	平成 28 年度末現在
【成果目標】地域生活移行者数 B	8 人 (5%)	A のうち、2020 年度末までに移行する者の目標数
新たな施設入所者数 C	8 人	2020 年度末までに、新たに施設入所が必要な者の見込数
施設入所者数 D ($D = A - B + C$)	159 人	2020 年度末の利用見込数
【成果目標】施設入所者の削減数 E ($E = A - D$)	0 人 (0%)	2020 年度末目標数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ※ 新設

ア 国の基本指針で示された考え方

- 2020年度末までに障害保健福祉圏域、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とします。

イ これまでの状況

- 本市では、医療上退院可能な精神障がい者が地域生活を希望する場合は、医療機関、保健福祉事務所、相談支援事業所などと連携を図りながら、退院に向けた支援と地域生活への定着支援を行ってきました。

ウ 本市の考え方

- 本計画の将来像は、「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」であり、地域における医療・福祉の一体的な取組の推進を検討する医療福祉検討会議の活用をはじめ、差別や偏見など精神障がい者が抱える課題を協議する場として、障害者協議会の活用を図ります。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

ア 国の基本指針で示された考え方

- 2020年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とします。

イ これまでの状況

- 本市は、第4期計画で成果目標として設定した地域生活支援拠点等の整備を目指して、平成28年10月から障害者協議会で検討を開始しました。
- 地域包括ケア社会の実現に向けては、地域の体制づくりの強化が不可欠であること、市内に入所施設が多いという本市の特徴を生かして、居住支援のための機能を地域の事業所等が分担する面的整備型を選択しました。
- これまで課題となっていた夜間、休日等の緊急時の受入れや対応について整備しました。
- 平成29年度は試験的運用期間として位置付け、課題の検証や障がい者やその家族に向けたPRを行い、平成30年度から運用を開始する予定です。

ウ 本市の考え方

- 地域生活支援拠点等については、第4期計画期間中に整備をしましたが、十分に機能を果たしていると言えないのが現状です。今後に向けて、更なる取組と課題解決に向けた検討を行う必要があります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 国の基本指針で示された考え方

- 平成 28 年度実績の 1.5 倍以上が福祉施設から一般就労へ移行することを基本とします。
- 就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末の利用者数から 2 割以上増加することを目指します。
- 就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指します。
- 就労定着支援事業による支援開始から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とします。

イ これまでの状況

- 本市の福祉施設利用者の一般就労移行者数は、平成 27 年度に 19 人、平成 28 年度に 17 人でした。第 4 期計画では、平成 29 年度を 20 人と見込んでいるため、目標達成は可能であると予想しています。
- 本市の就労移行支援事業の利用者数は、平成 27 年度末に 46 人、平成 28 年度末に 47 人と横ばい傾向が続いています。第 4 期計画では、平成 29 年度末に 54 人と見込みました。平成 29 年度以降は利用が伸びているため、目標達成は可能であると予想しています。
- 平成 28 年度末現在、市内の 5 事業所のうち、就労移行率が 3 割以上であったのは 2 事業所でした。

ウ 本市の考え方

- 国の基本指針、これまでの状況、就労を希望する障がい者の状況を総合的に勘案し、実情を踏まえて成果目標を設定します。

福祉施設利用者の一般就労への移行目標

項目	数値 (第 5 期)	考え方
【基準】一般就労移行者数	17 人	平成 28 年度実績
【成果目標】一般就労移行者数	25 人 (1.5 倍)	2020 年度目標数
【基準】就労移行支援事業の利用者数	47 人	平成 28 年度末現在
【成果目標】就労移行支援事業の利用者数	56 人 (2 割増)	2020 年度末目標数
【成果目標】就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	5 割	2020 年度末目標
【成果目標】就労定着支援事業の利用開始から 1 年後の職場定着率	5 割	2019 年度末目標 ※ 新規
	8 割	2020 年度末目標 ※ 新規

(5) 障害児支援の提供体制の整備等 ※ 新設

ア 国の基本指針で示された考え方

- 2020年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とします。
- 2020年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とします。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とします。
- 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置することを基本とします。

イ これまでの状況

- 平成29年4月1日に厚木市児童発達支援センターひよこ園を設置しました。
- 平成29年10月1日現在、保育所等訪問支援を提供できる事業所は、市内に3か所あります。
- 平成29年10月1日現在、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供できる事業所は、市内に3か所あります。児童発達支援センターの開設により、重症心身障がい児の受入れの拡大を図りました。

ウ 本市の考え方

- 児童発達支援センターは、障がいの重度化や重複化に対応する専門的機能の強化を図り、地域の専門的な通所拠点施設として位置付け、重層的な障害児通所支援体制を構築します。
- 障がい児の地域社会への参加を推進するため、保育所等訪問支援の利用促進を図ります。
- 保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るための課題を協議する場として、障害者協議会を活用するとともに、地域における医療福祉の一体的な取組の推進を検討する医療福祉検討会議を活用します。
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを2020年度末までに1人配置します。

4 障害福祉サービス・障害児支援の見込量（活動指標）

（１） 障害福祉サービスの充実

本計画の策定に当たり、平成28年11月10日から11月30日までに実施した「厚木市障害福祉サービス利用実態調査」では、「障がい者が地域で安心して暮らしていけるようにするためには、行政にどのような取組を求めますか。」という質問に対して、8つの選択肢の中から「介護保険や障害福祉サービスの充実」を選択した人が最も多く、51.7%という結果となりました。

このことから、住み慣れた地域で安心して生活をするためには、障がい者のライフスタイルの変化や障がい特性に応じ、個々のニーズに合ったサービス提供が必要です。

そのため、医療・福祉・介護が連携し、できる限り地域生活を続けられるサービスの提供体制を構築できるよう取り組んでまいります。

なお、障がい者が利用できるサービスの種類は、大きく次の2つに区分されます。

ア 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、ホームヘルプサービスやショートステイ等の介護給付、グループホーム等の訓練等給付などがあり、全国的な統一基準に基づき実施するものです。障害者総合支援法に基づき、市町村が定める障害福祉計画において、障害福祉サービス等の必要なサービス量を見込むことになっています。

障がい者の増加に伴いサービス利用量も増加が見込まれるため、障がい者が地域生活を送る上で必要なサービス量の確保に努めます。

イ 障害児支援

障害児通所支援は、障がい児が利用できるサービスです。児童福祉法に基づき、市町村が定める障害児福祉計画において、障害児通所支援等の必要なサービス量を見込むことになっています。

障がい児が身近な地域できめ細かな支援を受けられるようサービス量の確保に努めます。

(2) 第4期障害福祉計画の実績

障害福祉サービスの利用実績

区 分		単 位	2015 年度 (平成 27 年度)			2016 年度 (平成 28 年度)			実績の 前年度比 (%)
			目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	
訪問系	居宅介護	時間/月	5,760	5,478	95.1	5,758	5,591	97.1	102.1
		人/月	240	244	101.7	245	239	97.6	98.0
	重度訪問介護	時間/月	2,890	2,837	98.2	3,060	3,049	99.6	107.5
		人/月	17	16	94.1	18	15	83.3	93.8
	同行援護	時間/月	700	769	109.9	780	739	94.7	96.1
		人/月	35	31	88.6	40	32	80.0	103.2
行動援護	時間/月	450	331	73.6	502	369	73.5	111.5	
	人/月	15	12	80.0	17	12	70.6	100.0	
日中活動系	生活介護	日/月	5,760	6,599	114.6	5,850	6,890	117.8	104.4
		人/月	320	299	93.4	325	362	111.4	121.1
	自立訓練 (機能)	日/月	165	60	36.4	165	80	48.5	133.3
		人/月	11	5	45.5	11	5	45.5	100.0
	自立訓練 (生活)	日/月	198	58	29.3	198	110	55.6	189.7
		人/月	11	3	27.3	11	7	63.6	233.3
	就労移行支援	日/月	851	816	95.9	925	789	85.3	96.7
		人/月	46	46	100.0	50	47	94.0	102.2
	就労継続支援 A型	日/月	432	999	231.3	504	1,556	308.7	155.7
		人/月	24	49	204.2	28	79	282.1	161.2
	就労継続支援 B型	日/月	4,640	5,032	108.5	4,800	5,181	107.9	103.0
		人/月	290	299	103.1	300	305	101.7	102.0
	療養介護	人/月	22	18	81.8	23	21	91.3	116.7
	短期入所	日/月	550	569	103.5	605	744	123.0	130.8
人/月		100	84	84.0	110	108	98.2	128.6	

区 分		単 位	2015 年度 (平成 27 年度)			2016 年度 (平成 28 年度)			実績の 前年度比 (%)
			目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	
居住系	共同生活援助	人/月	110	113	102.7	115	114	99.1	100.9
	施設入所支援	人/月	159	160	100.6	159	159	100.0	99.4
相談支援	計画相談支援 (障害児相談 支援を含む。)	人/月	66	51	77.3	83	84	101.2	164.7
	地域移行支援	人/年	2	0	0	3	0	0	—
	地域定着支援	人/年	1	0	0	2	0	0	—

※ 単位は、国が示した障害福祉計画に準じる。

※ 時間(日)数は1月及び1年間当たりの延べ利用時間(日)数、人数は1月及び1年間当たりの実利用者数

※ 実績は各年度の3月分

障害児通所支援の利用実績

区 分		単 位	2015 年度 (平成 27 年度)			2016 年度 (平成 28 年度)			実績の 前年度比 (%)
			目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	
通所支援	児童発達支援	日/月	650	736	113.2	1,380	1,045	75.7	142.0
		人/月	130	140	107.7	140	162	115.7	115.7
	医療型児童発達支援	日/月	0	0	0	2	0	0	—
		人/月	0	0	0	1	0	0	—
	放課後等デイサービス	日/月	1,500	2,456	163.7	1,560	3,417	219.0	139.1
		人/月	250	277	110.8	260	342	131.5	123.5
	保育所等訪問支援	日/月	3	2	66.7	10	1	10.0	50.0
		人/月	3	2	66.7	10	1	10.0	50.0

※ 単位は、国が示した障害福祉計画に準じる。

※ 日数は1月当たりの延べ利用日数、人数は1月当たりの実利用者数

※ 実績は各年度の3月分

(3) 障害福祉サービス

ア 訪問系サービス

施策の方向6 社会参加の促進

施策の方向7 日常生活を支えるサービスの充実

サービスの種別	サービスの内容
居宅介護 (31事業所)	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事並びに通院に伴う介助などを行います。
重度訪問介護 (30事業所)	常時介護を必要とする重度の障がい者に対して、自宅で行う介護や家事、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。
同行援護 (9事業所)	視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報の提供（代読、代筆を含む。）や移動の援護を行います。
行動援護 (2事業所)	行動上の困難があり、常時介護を必要とする障がい者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援 (県内になし)	常時介護を必要とする障がい者に対し、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

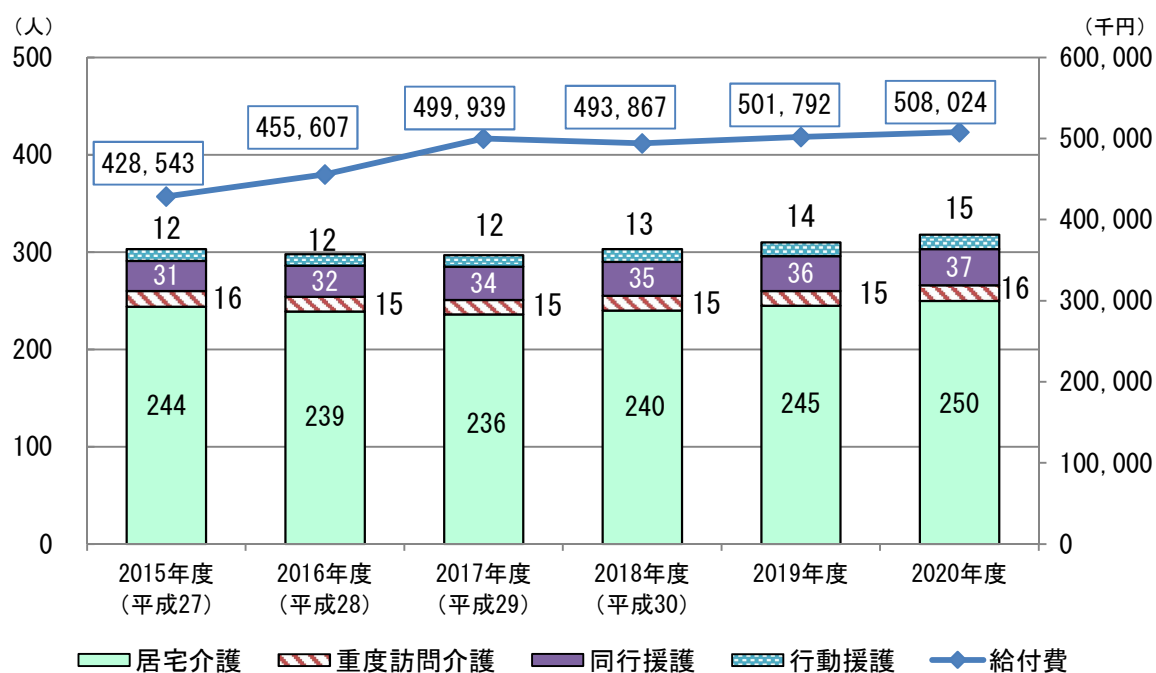
※ () 内事業所数は平成29年10月1日現在の数値です。以下のサービスも同様です。

サービス利用量	単位	第4期(実績)			第5期		
		2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)	2018年度 (平成30)	2019年度	2020年度
居宅介護	時間/月	5,478	5,591	5,535	5,592	5,684	5,750
	人/月	244	239	236	240	245	250
給付費	千円/年	300,724	322,102	351,548	345,577	351,262	355,341
重度訪問介護	時間/月	2,837	3,049	2,894	2,922	2,951	2,979
	人/月	16	15	15	15	15	16
給付費	千円/年	91,779	95,207	109,057	107,658	108,727	109,759
同行援護	時間/月	769	739	780	785	790	795
	人/月	31	32	34	35	36	37
給付費	千円/年	16,407	19,608	20,136	21,256	21,392	21,527
行動援護	時間/月	331	369	372	393	414	434
	人/月	12	12	12	13	14	15
給付費	千円/年	19,633	18,690	19,198	19,376	20,411	21,397
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
給付費	千円/年	0	0	0	0	0	0
給付費合計	千円/年	428,543	455,607	499,939	493,867	501,792	508,024

※ 人数は月間の実利用者数、時間は月間の延べ利用時間、給付費は年間累計の金額

※ 平成29年度は見込み

※ 実績は各年度の3月分



イ 日中活動系サービス

施策の方向5 多様な就労支援

施策の方向7 日常生活を支えるサービスの充実

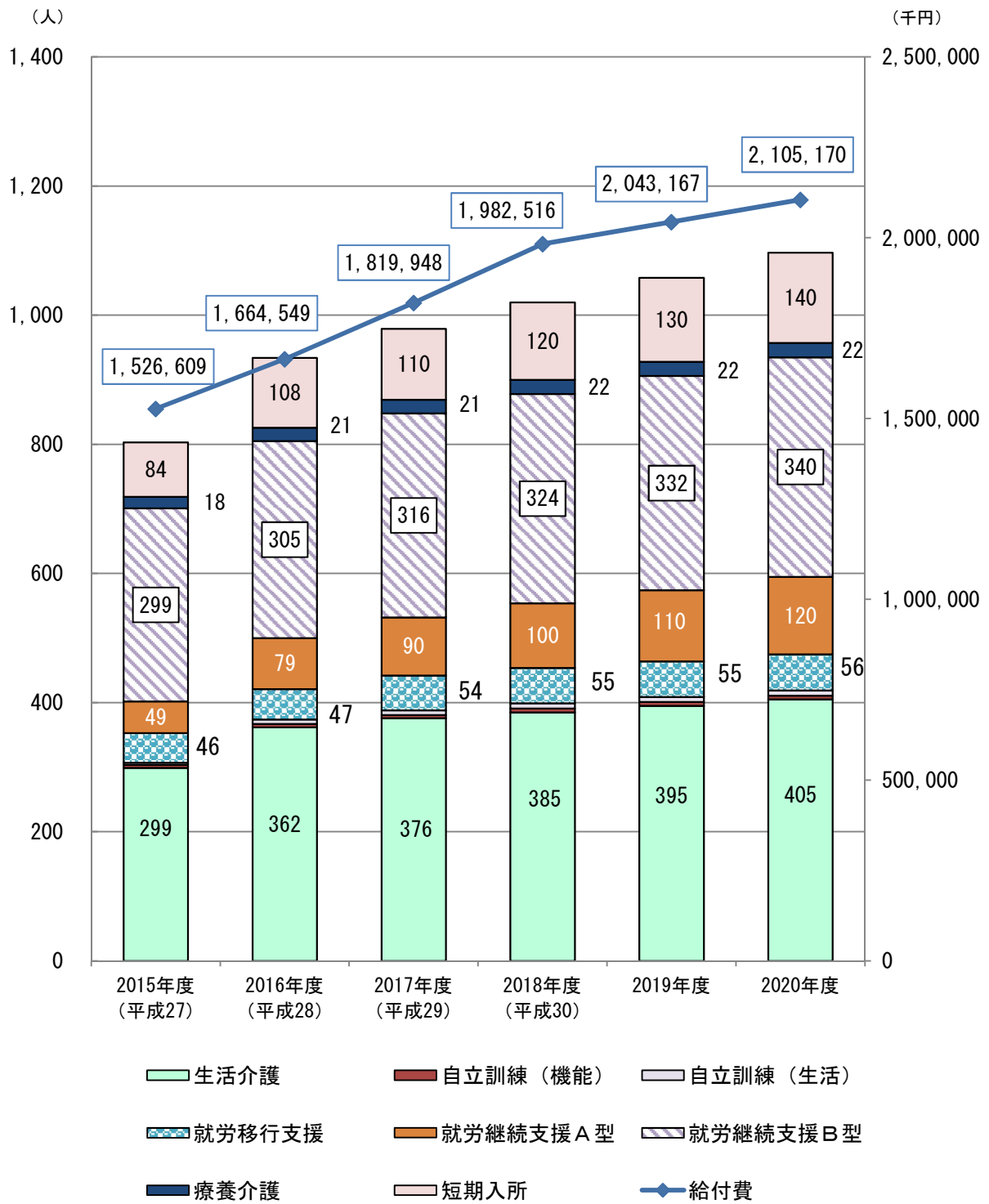
サービスの種別	サービスの内容
生活介護 (16事業所)	常時介護を必要とする障がい者に、日中の入浴、排せつ及び食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練) (1事業所)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、必要な身体機能を高めるための訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練) (1事業所)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、必要な生活能力を高めるための訓練を行います。
就労移行支援 (5事業所)	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練を行います。
就労継続支援 A型(5事業所) B型(16事業所)	一般企業等への就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、必要な知識や能力を高めるための訓練を行います。雇用型であるA型と非雇用型であるB型があります。
就労定着支援 ※ 新設	就労移行支援等の利用を経て一般企業等に就労した障がい者に、就労に伴う生活面の課題に対応するため、一定期間、事業所、家族などの連絡調整を行います。
療養介護 (1事業所)	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。
短期入所 (13事業所)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

サービス利用量	単位	第4期（実績）			第5期		
		2015年度 （平成27）	2016年度 （平成28）	2017年度 （平成29）	2018年度 （平成30）	2019年度	2020年度
生活介護	日/月	6,599	6,890	7,152	7,315	7,505	7,695
	人/月	299	362	376	385	395	405
	給付費	千円/年	818,891	875,182	936,692	972,316	997,571
自立訓練 （機能訓練）	日/月	60	80	80	90	90	90
	人/月	5	5	5	6	6	6
	給付費	千円/年	6,330	5,990	7,845	8,492	8,493
自立訓練 （生活訓練）	日/月	58	110	108	120	120	120
	人/月	3	7	7	8	8	8
	給付費	千円/年	6,900	8,452	8,763	8,839	8,839
就労移行支援	日/月	816	789	918	935	935	952
	人/月	46	47	54	55	55	56
	給付費	千円/年	87,271	96,383	117,820	135,038	135,038
就労継続支援 A型	日/月	999	1,556	1,710	1,900	2,090	2,280
	人/月	49	79	90	100	110	120
	給付費	千円/年	59,058	99,684	153,632	234,258	257,684
就労継続支援 B型	日/月	5,032	5,181	5,175	5,184	5,312	5,440
	人/月	299	305	316	324	332	340
	給付費	千円/年	410,507	426,489	448,343	462,453	473,871
就労定着支援	人/月	-	-	-	20	22	25
	給付費	千円/年	-	-	-		
療養介護	人/月	18	21	21	22	22	22
	給付費	千円/年	68,855	71,522	63,073	68,557	68,557
短期入所	日/月	569	744	770	840	845	840
	人/月	84	108	110	120	130	140
	給付費	千円/年	68,797	80,847	83,780	92,563	93,114
給付費合計	千円/年	1,526,609	1,664,549	1,819,948	1,982,516	2,043,167	2,105,170

※ 人数は月間の実利用者数、日数は月間の延べ利用日数、給付費は年間累計の金額

※ 平成29年度は見込み

※ 実績は各年度の3月分



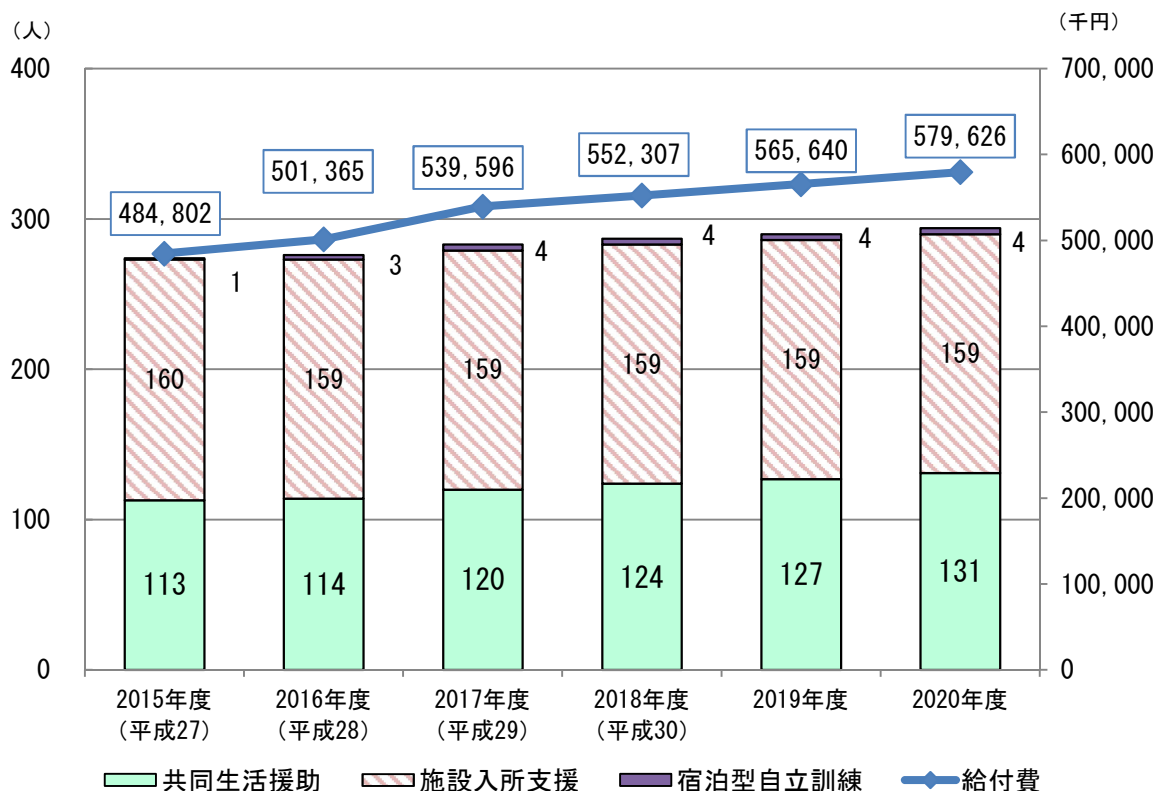
ウ 居住系サービス

施策の方向 7 日常生活を支えるサービスの充実

サービスの種別	サービスの内容
自立生活援助 ※ 新設	施設入所やグループホームを利用していた障がい者が一人暮らしをする場合に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間、定期的な巡回訪問のほか、随時の対応も行います。
宿泊型自立訓練 (市内になし)	夜間や休日に、居室などの設備を使いながら、家事等の日常生活能力を向上させる支援や生活相談などの支援を行います。
共同生活援助 (13事業所)	主に夜間や休日、共同生活を行う住居にて、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援 (9事業所)	主に夜間や休日、施設に入所している障がい者に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

サービス利用量	単位	第4期(実績)			第5期		
		2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)	2018年度 (平成30)	2019年度	2020年度
自立生活援助	人/月	—	—	—	0	1	2
給付費	千円/年	—	—	—			
宿泊型自立訓練	人/月	1	3	4	4	4	4
給付費	千円/年	1,408	2,502	4,892	4,892	4,892	4,892
共同生活援助	人/月	113	114	120	124	127	131
給付費	千円/年	244,954	250,266	259,669	272,380	285,713	299,699
施設入所支援	人/月	160	159	159	159	159	159
給付費	千円/年	238,440	248,597	275,035	275,035	275,035	275,035
給付費合計	千円/年	484,802	501,365	539,596	552,307	565,640	579,626

- ※ 人数は月間の実利用者数、給付費は年間累計の金額
- ※ 平成29年度は見込み
- ※ 実績は各年度の3月分



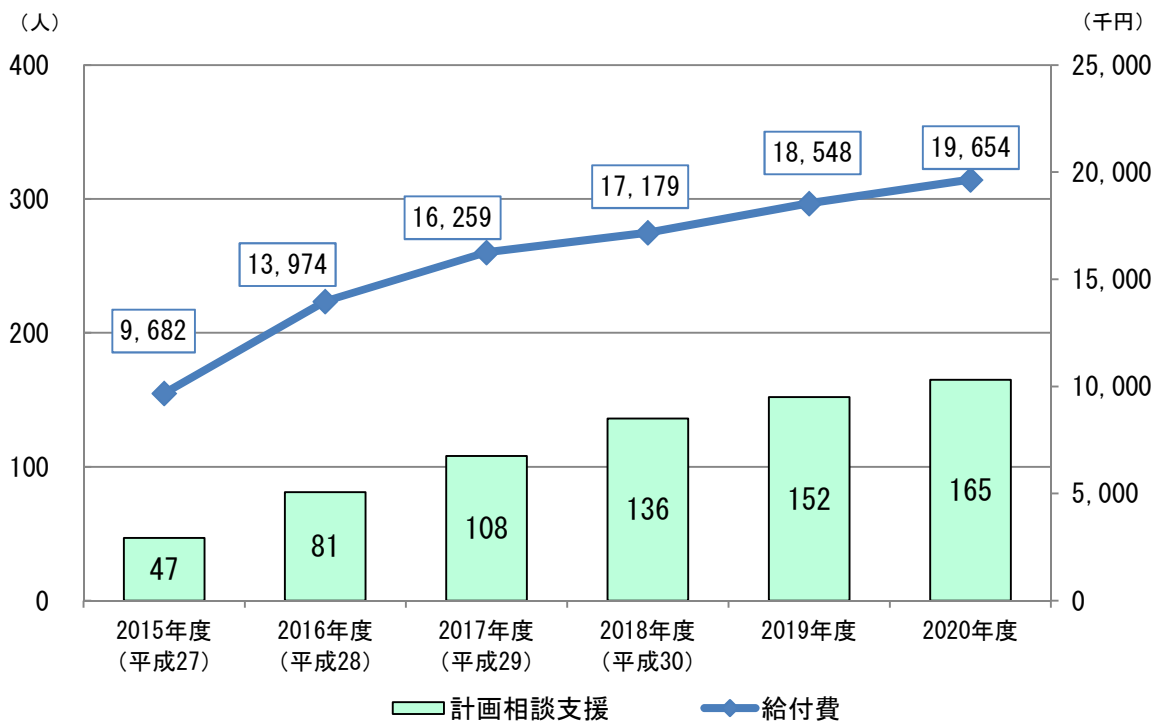
エ 相談支援サービス

- 施策の方向3
相談支援体制の充実
- 施策の方向7
日常生活を支えるサービスの充実

サービスの種別	サービスの内容
計画相談支援 (11事業所)	障害福祉サービス等を利用する場合、障がい者の心身の状況や環境、サービス利用についての意向をもとに、サービス等利用計画を作成します。
地域移行支援 (3事業所)	施設や病院に入所等している障がい者を対象に、地域移行支援計画を作成するとともに、住居の確保など新生活の準備等の支援を行います。
地域定着支援 (3事業所)	自宅で単身生活を送っている障がい者を対象に、24時間の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。

サービス利用量	単位	第4期（実績）			第5期		
		2015年度 （平成27）	2016年度 （平成28）	2017年度 （平成29）	2018年度 （平成30）	2019年度	2020年度
計画相談支援	人/月	47	81	108	136	152	165
給付費	千円/年	9,658	13,974	16,259	16,992	18,108	19,148
地域移行支援	人/年	0	0	0	1	2	2
給付費	千円/年	24	0	0	187	374	374
地域定着支援	人/年	0	0	0	0	1	2
給付費	千円/年	0	0	0	0	66	132
給付費合計	千円/年	9,682	13,974	16,259	17,179	18,548	19,654

- ※ 人数は月間の実利用者数、給付費は年間累計の金額
- ※ 平成29年度は見込み
- ※ 「地域移行支援」及び「地域定着支援」は年間の実利用者数
- ※ 「計画相談支援」の実績は各年度の3月分



(4) 障害児支援

- 施策の方向3 相談支援体制の充実
- 施策の方向4 一貫した療育支援体制の確立
- 施策の方向7 日常生活を支えるサービスの充実

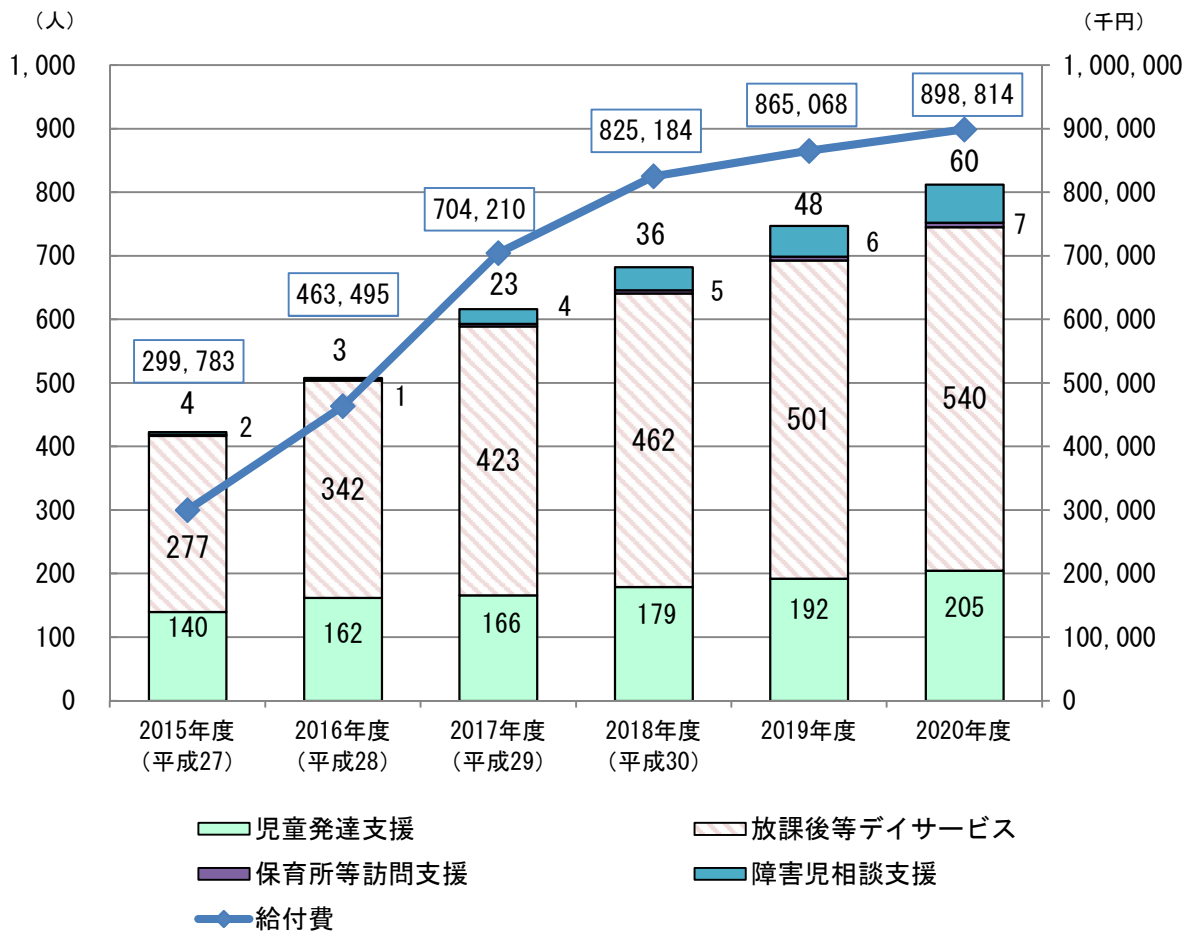
サービスの種別	サービスの内容
児童発達支援 (14事業所)	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを通所により行います。
医療型児童発達支援 (市内になし)	上肢、下肢又は体幹に機能障がいのある児童を対象に、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス (25事業所)	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを通所により行います。
保育所等訪問支援 (3事業所)	保育所など障がい児が集団生活を営む場を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援 ※ 新設	重症心身障がい児であって障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児を対象に、自宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援 (4事業所)	障害児通所支援の利用を希望する障がい児に、障害児支援利用計画を作成します。

サービス利用量	単位	第4期（実績）			第5期		
		2015年度 （平成27）	2016年度 （平成28）	2017年度 （平成29）	2018年度 （平成30）	2019年度	2020年度
児童発達支援	日/月	736	1,045	1,063	1,227	1,391	1,554
	人/月	140	162	166	179	192	205
	給付費	千円/年	66,428	97,031	175,875	178,948	202,867
医療型児童発達支援	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
	給付費	千円/年	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	日/月	2,456	3,417	4,196	4,158	4,259	4,320
	人/月	277	342	423	462	501	540
	給付費	千円/年	231,584	364,613	524,104	640,524	656,082
保育所等訪問支援	日/月	2	1	9	10	12	14
	人/月	2	1	4	5	6	7
	給付費	千円/年	285	264	1,117	2,030	2,436
居宅訪問型児童発達支援	日/月	—	—	—	2	4	6
	人/月	—	—	—	1	2	3
	給付費	千円/年	—	—	—		
障害児相談支援	人/月	4	3	23	36	48	60
	給付費	千円/年	1,486	1,587	3,114	3,682	3,683
給付費合計	千円/年	299,783	463,495	704,210	825,184	865,068	898,814

※ 人数は月間の実利用者数、日数は月間の延べ利用日数、給付費は年間累計の金額

※ 平成29年度は見込み

※ 実績は各年度の3月分



5 地域生活支援事業の見込み

(1) 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する市町村事業であり、全国的な統一基準の障害福祉サービスと併せて実施するものです。

障害者総合支援法に基づき、市町村が定める障害福祉計画において、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めることになっています。

地域生活支援事業の実施に当たっては、障がい者のニーズや生活実態に基づいて総合的な判断を行い、障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的なサービスが提供されるよう取り組んでいきます。

(2) 地域生活支援事業の種類

- ア 理解促進研修・啓発事業
- イ 自発的活動支援事業
- ウ 相談支援事業
- エ 成年後見制度利用支援事業
- オ 成年後見制度法人後見支援事業
- カ 意思疎通支援事業
- キ 日常生活用具給付等事業
- ク 手話奉仕員養成研修事業
- ケ 移動支援事業
- コ 地域活動支援センター
- サ その他任意事業

(3) 第4期障害福祉計画の実績

地域生活支援事業の利用実績

区 分		単 位	2015 年度 (平成 27 年度)			2016 年度 (平成 28 年度)			実績の 前年度比 (%)
			目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	
必須	移動支援	時間/月	2,747	1,978	72.0	2,822	2,164	76.7	109.4
		人/月	218	175	80.3	224	181	80.8	103.4
任意	訪問入浴	人/月	21	17	81.0	22	20	90.9	117.7
	日中一時支援	人/月	204	167	81.9	184	124	67.4	74.3

※ 単位は、国が示した障害福祉計画に準じる。

※ 時間数は1月当たりの延べ利用時間数、人数は1月当たりの実利用者数

※ 実績は各年度の3月分

(4) 地域生活支援事業

ア 理解促進研修・啓発事業

施策の方向1 障がい者理解の促進

事業名	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活を送る上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行います。

※ 事業の詳細は第4章参照

	第4期（実績）			第5期		
	2015年度 （平成27）	2016年度 （平成28）	2017年度 （平成29）	2018年度 （平成30）	2019年度	2020年度
実施の有無	○	○	○	○	○	○

※ 国の基本指針に基づき、事業の実施の有無について見込む。

イ 自発的活動支援事業

施策の方向 1	障がい者理解の促進
施策の方向 9	災害時支援体制の強化
施策の方向 10	地域をつなぐネットワークの構築
施策の方向 11	地域における人材等の創出と活用

事業名	事業の内容
自発的活動支援事業	障がい者が自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

	第4期（実績）			第5期		
	2015年度 （平成27）	2016年度 （平成28）	2017年度 （平成29）	2018年度 （平成30）	2019年度	2020年度
実施の有無	○	○	○	○	○	○

※ 国の基本指針に基づき、事業の実施の有無について見込む。

ウ 相談支援事業

施策の方向3 相談支援体制の充実

施策の方向7 日常生活を支えるサービスの充実

事業名	事業の内容
相談支援事業	障がい者及び家族等からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用や権利擁護など、地域で生活していくために必要な相談を行います。

※ 事業の詳細は第4章参照

	第4期（実績）			第5期		
	2015年度 （平成27）	2016年度 （平成28）	2017年度 （平成29）	2018年度 （平成30）	2019年度	2020年度
基幹相談支援センター 実施箇所数	1	1	1	1	1	1
障害者相談支援事業 実施箇所数 （基幹相談支援センター を除く。）	3	4	5	5	6	8
市町村相談支援機能強化 事業 実施の有無	○	○	○	○	○	○
住宅入居等支援事業 実施の有無	○	○	○	○	○	○

※ 障害者相談支援事業は、障がい者基幹相談支援センター（障害者総合相談室ゆいはあと）、障がい者相談支援センターで実施

※ 国の基本指針に基づき、実施箇所数について見込む。

※ 国の基本指針に基づき、実施の有無について見込む。

工 成年後見制度利用支援事業

施策の方向2 → 権利擁護の推進

事業名	事業の内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者や精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費の全部又は一部を助成することにより、障がい者の権利擁護を図ります。

	第4期（実績）			第5期		
	2015年度 （平成27）	2016年度 （平成28）	2017年度 （平成29）	2018年度 （平成30）	2019年度	2020年度
実利用者数	2	2	3	3	4	4

※ 国の基本指針に基づき、実利用者数について見込む。

才 成年後見制度法人後見支援事業

施策の方向2 → 権利擁護の推進

事業名	事業の内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を行う法人後見の活動を支援します。

※ 権利擁護支援センターが法人後見活動の相談業務を実施

	第4期（実績）			第5期		
	2015年度 （平成27）	2016年度 （平成28）	2017年度 （平成29）	2018年度 （平成30）	2019年度	2020年度
実施の有無	○	○	○	○	○	○

※ 国の基本指針に基づき、実施の有無について見込む。

カ 意思疎通支援事業

施策の方向6 社会参加の促進

事業名	事業の内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行います。

	単位	第4期（実績）			第5期		
		2015年度 （平成27）	2016年度 （平成28）	2017年度 （平成29）	2018年度 （平成30）	2019年度	2020年度
手話通訳者の派遣 （個人からの依頼）	件	295	352	350	350	356	364
	人	30	38	40	45	50	55
手話通訳者の派遣 （講演会等）	件	55	39	40	42	44	46
要約筆記者の派遣 （個人からの依頼）	件	4	0	4	5	6	7
	人	1	0	1	2	3	4
要約筆記者の派遣 （講演会等）	件	18	30	30	32	34	36
手話通訳者の設置	箇所	1	1	1	1	1	1

※ 人数は年間の実利用者数、件数は年間の延べ派遣件数

※ 平成29年度は見込み

※ 箇所は設置箇所数

キ 日常生活用具給付等事業

施策の方向 7

日常生活を支えるサービスの充実

事業名	事業の内容
日常生活用具給付等事業	在宅の障がい者に対し、障がいの種別や程度に応じて、特殊寝台、入浴補助用具などの日常生活に利便性がある用具を給付します。

	単位	第4期（実績）			第5期		
		2015年度 （平成27）	2016年度 （平成28）	2017年度 （平成29）	2018年度 （平成30）	2019年度	2020年度
介護・訓練支援用具	件	12	25	19	18	19	23
自立生活支援用具	件	34	31	26	22	23	25
在宅療養等支援用具	件	35	26	33	20	21	22
情報・意思疎通支援用具	件	34	35	33	49	50	57
排泄管理支援用具	件	3,823	3,885	4,141	4,169	4,180	4,195
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	6	7	10	8	7	8

※ 件数は年間の延べ給付件数

※ 平成29年度は見込み

ク 手話奉仕員養成研修事業

施策の方向6 社会参加の促進

事業名	事業の内容
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。

	単位	第4期（実績）			第5期		
		2015年度 （平成27）	2016年度 （平成28）	2017年度 （平成29）	2018年度 （平成30）	2019年度	2020年度
養成講習修了者数	人	36	26	45	50	55	60

※ 平成29年度は見込み

ケ 移動支援事業

施策の方向6 社会参加の促進

施策の方向7 日常生活を支えるサービスの充実

事業名	事業の内容
移動支援事業 （21事業所）	屋外の移動に困難がある障がい者について、自立生活及び社会参加に伴う外出のための支援を行います。

	単位	第4期（実績）			第5期		
		2015年度 （平成27）	2016年度 （平成28）	2017年度 （平成29）	2018年度 （平成30）	2019年度	2020年度
延べ利用時間	時間	1,978	2,164	2,227	2,205	2,183	2,161
実利用者数	人	175	181	186	184	182	180

※ 人数は月間の実利用者数、時間は月間の延べ利用時間

※ 平成29年度は見込み

※ 実績は各年度の3月分

コ 地域活動支援センター

施策の方向 7 → 日常生活を支えるサービスの充実

事業名	事業の内容
地域活動支援センター	通所利用の障がい者に、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進など、地域の実情に応じた事業を行います。

	単位	第4期（実績）			第5期		
		2015年度 （平成27）	2016年度 （平成28）	2017年度 （平成29）	2018年度 （平成30）	2019年度	2020年度
市内地域活動支援センター 実利用者数 （厚木市援護者）	人	134	136	136	136	136	136
他市地域活動支援センター 実利用者数 （厚木市援護者）	人	6	3	3	3	3	3
市内地域活動支援センター設置数	箇所	6	6	5	5	5	5

※ 人数は年間の実利用者数

※ 平成29年度は見込み

※ 箇所は設置箇所数

サ その他任意事業

施策の方向7 日常生活を支えるサービスの充実

事業名	事業の内容
訪問入浴サービス (7事業所)	重度身体障がい者等の身体の清潔の保持又は心身機能の維持を図るため、訪問入浴サービスを行います。
日中一時支援 (11事業所)	障がい者の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等に日中における活動の場を提供します。

	単位	第4期(実績)			第5期		
		2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)	2018年度 (平成30)	2019年度	2020年度
訪問入浴サービス 実利用者数	人	17	20	21	21	21	21
日中一時支援 実利用者数	人	167	124	118	73	66	59

- ※ 人数は月間の実利用者数
- ※ 平成29年度は見込み
- ※ 実績は各年度の3月分

6 良質な障害福祉サービス等の確保のために

(1) サービスを担う人材の確保

市内の障害福祉サービス事業所に対して実施した調査によると、職員が不足している事業所は全体の6割以上であり、職員の人材不足は全国的な課題となっています。

本市は、これまでも福祉分野に就職を希望する方と事業所をつなぐ場となる就職説明会を実施してきましたが、安定したサービスを提供するためには、サービスを担う人材の確保と定着に取り組む必要があります。

また、障害福祉サービス事業所においても、新たな職員を育成するとともに、職場定着に向けた取組を進めます。

(2) 専門性の深化

本市では、数多くの障害福祉サービス事業所があり、障がい者の日常生活を支援していますが、利用者からのニーズに対応するために、個々の障がい特性に応じた多種多様な支援が求められています。

市内の障害福祉サービス事業所に対して実施した調査によると、6割以上の事業所が職員研修の機会を確保しています。

また、事業所の職員が限られた時間内で気軽に参加できるように、市主催で研修会を実施しています。こうした取組を継続していくとともに、高い専門性を持った新たな障害福祉サービス事業者を誘導するなど、良質な障害福祉サービス等の確保のための基盤整備を行います。

(3) サービスの適正化

障害福祉サービス事業者の指定は神奈川県が行い（政令指定都市は除く。）、移動支援事業等の地域生活支援事業者の指定は市町村ごとに行います。良好かつ適切なサービス提供を継続していくために、状況に応じて神奈川県と連携を図り、事業者に対して必要な指導や監査を行います。

